

事務 事業名		コード1	11600	難病患者等支援事業	課	社会福祉課		課長名	加瀬 恭史		
		コード2			所属班	障害福祉班		主幹等名	宮内 隆		
☐ 主要事業					電話番号	62-5351	内線	147	担当者名	伊藤 貴一	
					予算科目	会計		款	項	目	
政策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり			根拠 法令					
	施策	5	障害者福祉の充実								
	施策の展開	1	障害福祉サービス等の充実			旭市難病療養者給付金支給要綱					
	基本事業	170				旭市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱					

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 3 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	難病療養者に対して、給付金・日常生活用具を給付する事業。 【給付金の支給】通院した場合は月額2,000円を限度とする医療費自己負担額、入院した場合は月額14,000円を限度とする医療費自己負担額を給付することによって、本人の費用負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。 【日常生活用具の給付】日常生活用具を給付することで、日常生活の向上を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。 ※日常生活用具の給付は平成19年度に1件該当あるのみ 日常生活用具の給付は平成25年度から地域生活支援事業の日常生活用具給付等扶助費に移行 【業務の流れ】 千葉県で発行される特定疾患受給者票又は小児慢性疾患受給者票を持っている者が支給申請を行う。 支給決定を受けた者は、四半期ごとに、難病療養者給付金経過報告書に医療機関の領収書を添付して報告する。 市は本人からの報告に基づき、給付金を支給する。

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
扶助費	2,791
0	0
0	0
0	0
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
年に4回の支給事務(6,9,12,3月)	
支給事務 一回当たり50時間(12日×5時間)×4回=240時間	
※H23から支給件数が増えたため年間20時間増 H23から260時間	
申請事務 1ヶ月当たり10時間×12月=120時間	

事業費	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	1. 扶助費	千円 2,451	千円 2,863	千円 2,791	千円 3,455
人件費	事業費計(A)	千円 2,451	千円 2,863	千円 2,791	千円 3,337
	うち一般財源	千円 2,451	千円 2,863	千円 2,791	千円 3,337
人件費	正規職員従事人数	人 0.18	人 0.19	人 0.19	人 0.19
	延べ業務時間	時間 360	時間 380	時間 380	時間 380
人件費	人件費計(B)	千円 1,368	千円 1,444	千円 1,444	千円 1,444
	トータルコスト(A)+(B)	千円 3,819	千円 4,307	千円 4,235	千円 4,899

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 難病療養者給付金の支給	ア 難病療養者給付延月数	件数	1,178	1,341	1,358	1,559
目的	25年度計画(25年度に計画している主な活動) 難病療養者給付金の支給 日常生活用具の給付	イ 日常生活用具の給付額(平成26年度から別の予算科目)	件数	0	0	0	1
		ウ					
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	難病療養者	ア 難病療養者(難病認定を受けている者)	人	387	412		
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	難病療養者の医療費の個人負担を軽減する。	ア 医療費を軽減した人数	人	151	184	198	217
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けられるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	難病療養者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられ、なおかつ社会参加が十分に可能なシステムづくりの構築	ア 難病療養者が安心して暮らしていると感じている人数	人				
上位目的		イ					
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
給付金支給事業については、旧旭市において、難病療養者及びその介護者の医療費負担軽減を目的として開始された。日常生活用具給付事業については、旧飯岡町において、難病患者等の日常生活の便宜を図る目的として開始された。	対象者、根拠法令については、平成25年4月1日より障害者総合支援法が施行され、明確化された。対象者は毎年増えているので、事業費も増加傾向にある。	なし

事務事業名	難病患者等支援事業	課名	社会福祉課	班名	障害福祉班
-------	-----------	----	-------	----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	旭市総合計画で記載の障害者福祉に合致した事業であるため。 難病療養者等に給付金、日常生活用具を給付し、経済的負担を軽減又は日常生活上の便宜を図ることは、難病療養者等が地域で安心して生活することの支援に繋がる。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	給付金支給事業については、原因不明で治療未確立の難病で1か月以上継続して入院又は通院治療が要件であり、常時医療費負担が発生している者を対象としているため適切である。日常生活用具給付については、給付する用具それぞれについて対象者が限定されており、適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	平成25年4月1日から施行された障害者総合支援法において、障害者の範囲に難病等が加わり、対象者が自立して日常生活が送れるように行政が支援していく必要があるため。
有効性 評価	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	近隣市に比べ、難病患者に対する制度で違いがあるため、比較が難しい。旭市は医療費に対する給付であるのに対し、近隣市は見舞金であるため国の制度で負担額が少ない方にも定額の金額が支給される。市民の方からも増額を希望する意見等もない。
	⑤ 成果の向上余地	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】	支給額を増やすことで、医療費を軽減した人数の増加は図れないが、一人あたりの軽減額は増加でき、成果は向上する。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	難病療養者の医療費負担を軽減する給付事業は他にないため。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	近隣市と比べ制度に多少違いがあるものの、予算規模も小さく、現状では、削減の余地はない。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	支給金事業については、現状年4回の支給回数を見直し、回数を減らすことで、業務時間の削減が図られる余地がある。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	難病療養者に対する支給であり、生活弱者の負担を軽減するという社会福祉の観点から言えば、公正と言わざるをえない。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	平成25年度から障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に難病等が追加された。このことにより、国から難病療養者に対する更なる支援の充実を求められる可能性があり、対象者も増加傾向にあるため、その動向を注目していきたい。
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☒ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業) ☒ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化		
--	--	---